



2024年2月5日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 メ ド レ ッ ク ス
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 松 村 米 浩
 (コード番号: 4586 東証グロース)
 問 合 せ 先 取 締 役 経 営 管 理 部 長 藤 岡 健
 (TEL. 03-3664-9665)

**第三者割当による第28回及び第29回新株予約権（行使価額修正条項付）の
 発行価額の払込完了に関するお知らせ**

当社は、2024年1月12日開催及び2024年1月17日開催の取締役会において決議した、EVO FUNDを割当先とする第28回及び第29回新株予約権（以下、それぞれを「第28回新株予約権」及び「第29回新株予約権」といい、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）の発行に関して、この度、同年2月5日に発行価額の総額（1,907,600円）の払込みが完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権発行に関する詳細につきましては、2024年1月12日公表の「第三者割当による第28回及び第29回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行及び新株予約権の買取契約（コミット・イシュー・プログラム※）の締結に関するお知らせ」及び2024年1月17日公表の「第三者割当による第28回及び第29回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行条件等の決定に関するお知らせ」をご参照下さい。

募集の概要

<本新株予約権発行条件の概要>

(1) 割 当 日	2024年2月5日
(2) 発行新株予約権数	95,800個 第28回新株予約権: 55,800個 第29回新株予約権: 40,000個
(3) 発 行 価 額	総額1,907,600円 第28回新株予約権1個当たり22円 第29回新株予約権1個当たり17円
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	9,580,000株（新株予約権1個につき100株） 上限行使価額はありません。 下限行使価額はいずれも93円としますが、下限行使価額においても、潜在株式数は9,580,000株であります。
(5) 資 金 調 達 の 額	1,756,207,600円（注）
(6) 行 使 価 額 及 び 行 使 価 額 の 修 正 条 件	当初行使価額は、185円とします。 本新株予約権の行使価額は、2024年2月6日に初回の修正がされ、以後3取引日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）において売買立会が行われる日をいいます。以下同じ。）が経過する毎に修正されます。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日（当日を含みます。）から起算して3取引日目の日の翌取引日（以下「修正日」といいます。）に、当該修正日に先立つ3連続取引日（以下「価格算定期間」といいます。）の各取引日（但し、終値が存在しない日を除きます。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の100%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額

	(以下「修正後行使価額」といいます。)に修正されます。但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が下限行使価額を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。また、いずれかの価格算定期間内に各本新株予約権の発行要項第 11 項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されます。
(7) 募集又は割当方法 (割当先)	第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を EVO FUND に割り当てます。
(8) 権利行使期間	第 28 回新株予約権：2024 年 2 月 6 日 (当日を含みます。) から 2024 年 6 月 28 日 (当日を含みます。) まで 第 29 回新株予約権：2024 年 2 月 6 日 (当日を含みます。) から 2024 年 12 月 30 日 (当日を含みます。) まで
(9) その他	当社は、EVO FUND との間で、金融商品取引法に基づく有価証券届出書による届出の効力発生後に、行使コミット条項、EVO FUND が本新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会による承認を要すること等を規定する買取契約 (以下「本買取契約」といいます。)を締結しております。また、EVO FUND は、第 28 回新株予約権が残存している期間中、第 29 回新株予約権を行使しないことを本買取契約に規定しております。詳細につきましては、2024 年 1 月 12 日付当社プレスリリース「第三者割当による第 28 回及び第 29 回新株予約権 (行使価額修正条項付) の発行及び新株予約権の買取契約 (コミット・イシュー・プログラム※) の締結に関するお知らせ」をご参照ください。

(注) 資金調達額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達額は変動します。加えて、上記資金調達額の計算に際して用いられている本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。

【ご参考】

※本新株予約権 (コミット・イシュー・プログラム) の特徴

当社が各回の本新株予約権の対象となる当社普通株式の予定株数 (第 28 回新株予約権 : 5,580,000 株、第 29 回新株予約権 : 4,000,000 株) をあらかじめ定め、EVO FUND は、原則として、各回の本新株予約権についてそれぞれ設定された全部コミット期間 (以下に定義します。) 中に、当該本新株予約権の全てを行使する設計です。

「全部コミット期間」とは、原則として、第 28 回新株予約権については 2024 年 2 月 6 日から 2024 年 6 月 5 日までの期間、第 29 回新株予約権については 2024 年 7 月 1 日から 2024 年 10 月 31 日までの期間 (いずれも当日を含みます。) をそれぞれいいます。但し、第 29 回新株予約権については、後述の行使前倒し指示を行った場合には、「全部コミット期間」は行使前倒し指示において指定された日から開始することとなります。この行使前倒し指示を行った際には、速やかにその旨を開示する予定です。また、後述のコミット期間延長事由が生じた場合には、それぞれの「全部コミット期間」は延長又は消滅します。

第 29 回新株予約権については、原則として 2024 年 7 月 1 日まで新株予約権の行使はできない設計となっており、これら 2 回の新株予約権の行使可能タイミングを分散することで、今後 1 年弱の期間に渡る資金調達の蓋然性を高めることを意図しています。また、株価が上昇し当初想定よりも多くの資金調達が見込める状況になった場合や資金需要が想定よりも早い段階で発生した場合等諸般の事情を踏まえ、第 29 回新株予約権につ

いて前倒しで資金調達を行うことが合理的であると当社が判断した場合には、その全部について行使前倒し指示をすることができます。行使前倒し指示の詳細については、2024年1月12日公表の「第三者割当による第28回及び第29回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行及び新株予約権の買取契約（コミット・イシュー・プログラム※）の締結に関するお知らせ」の「3. 資金調達方法の概要及び選択理由（1）資金調達方法の概要①行使コミット条項<コミット条項>」をご参照ください。

	第28回新株予約権	第29回新株予約権
発行数	55,800個	40,000個
発行価額の総額	1,227,600円	680,000円
行使価額の総額	1,032,300,000円（注）	740,000,000円（注）
行使価額	3連続取引日における終値の単純平均値の100%	3連続取引日における終値の単純平均値の100%
全部コミット	発行日の翌取引日以降、原則として4ヶ月以内における第28回新株予約権55,800個全ての行使をコミット	2024年7月1日以降、原則として4ヶ月以内における第29回新株予約権40,000個全ての行使をコミット
下限行使価額	93円 （発行決議日前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた額）	93円 （発行決議日前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた額）

（注）上記行使価額の総額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。